

# 海老名の空き家 これからどうする?

随時

受付中

## 家と人をつなぐ 空き家無料相談

046-235-9604

海老名市住宅まちづくり課が主催する空き家無料相談のご案内

子どもと同居するようになって、今まで住んでいた家が空き家になってしまい  
ました。  
売ったり貸したりできるの?



亡くなった祖母が住んでいた家が空き家  
であり、名義が祖母のままとなっているた  
め、相続の手続きが分かりません。ど  
のように手続きをしたらいいの?



様々な相談に専門家が対応します。

1

事前相談票を作成し、  
住宅まちづくり課へ送付

2

市から申込者へ連絡  
▶相談日と専門家を決める

3

申し込み完了  
▶当日会場までお越しください

### 住宅の終活のための相談も受付中!!

申込期間：随時受付中（市役所閉庁日を除く）

申込方法：事前相談票を郵送またはメールで

住宅まちづくり課に提出

相談日時：ご希望の日程を伺い、相談内容によって

専門家との日程調整を市が行います



会場：海老名市役所 7階会議室など

お問い合わせ

海老名市 まちづくり部 住宅まちづくり課 ☎243-0492 海老名市勝瀬175番地の1（市役所4階）

電話：046-235-9604 メール：machi@city.ebina.kanagawa.jp